

令和6年度 事業計画

1 各種支援活動の推進

(1) 電話相談

毎週月～金曜日までの10:00～16:00までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員による電話相談を行う。

(2) 面接相談

相談者が躊躇することなく安心して相談できるよう、時間、場所の選定、担当相談員の指定等に配慮した面接相談に努める。

また、希望する相談者に対しては、オンラインによる面接相談を取り入れていく。

(3) 直接的支援

長野県警察本部犯罪被害者支援室はじめ、関係機関と連携を図りながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い支援、代理傍聴等の活動を積極的に行っていく。

(4) 自助グループの支援

令和5年4月に設立された長野県犯罪被害者遺族自助グループ「つむぐ」の定例会開催、手記文集の発行、臨床心理士等との懇談会を開催するなど、被害者遺族に寄り添った支援活動に努めていく。

2 新規支援員の養成・スキルアップのための研修等の実施

(1) 養成講座の実施

新規支援事業員を養成するための「被害者支援員養成講座」を、会場とオンラインを併用し開催する。

募集人数は、25歳から65歳までの20名程度とし、一定の基準に達した者を支援事業員として認定していく。

※ 年間の実施計画は、別紙「ボランティア養成（入門）講座プログラム（令和6年度・第20期）」及び「支援事業員養成（初級）研修プログラム（令和6年度・第20期）」のとおり

(2) 現任の支援事業員に対するスキルアップのための研修会の開催

現任の支援事業員に対しては、支援活動のスキルアップを図るため、多くの支援事業員が参加できるよう、会場とオンラインを併用した研修の開催に努めていく。

※年間の実施計画は、別紙「令和6年度被害者支援事業員研修（中級研修・継続研修）」のとおり

(3) 全国研修（質の向上研修）への参加

全国的規模で開催される

○ 質の向上研修（令和6年度はステップ群馬で開催）

○ 秋期全国研修（10月東京都で開催）

等には、本年度も積極的に参加していく。

また、犯罪被害者支援に特化した研修ではなくとも、支援活動に深みを増すであろうと認められる各種研修については、積極的に参加するよう呼び掛けていく。

更に、受講者には、受講終了後に他の支援員に対して伝承教養を行うことを義務付けし、自身の受講効果を高めるとともに、支援員全体のスキルアップを図っていく。

(4) 支援活動の実際を通じての若者との交流

前年度に引き続き、清泉女学院大学との業務提携協定に基づき、学生に支援活動の実際について理解を深めてもらう心理実習を受け入れていく。

また、将来において被害者支援の担い手となる若者を育てていくためにも、当センターが実施する広報啓発活動等への参画を呼び掛けるなど、広く若者たちとの意見交換、交流の場を設けていく。

3 犯罪被害者等支援条例制定に伴う活動の推進

(1) 総合的な支援体制に向けた連携・協力

長野県犯罪被害者等支援条例制定に伴い策定された「長野県犯罪被害者等支援推進計画」に盛り込まれた「総合的な支援体制の整備」を推進していくために、県、県警はじめ関係機関が行う支援内容を確認し、連携・協力を図りながら、当センターとして、被害者に寄り添ったきめ細かな支援活動を行っていく。

また、大規模事案等の発生を念頭に、犯罪被害者への迅速かつ必要な支援ができるよう、日頃から関係機関団体等との良好な関係の構築に努めていく。

(2) 市町村の犯罪被害者等支援条例制定の推進活動

令和4年4月1日に県条例が施行され、市町村における同種条例の制定も進みつつあるが、昨年度実施した条例の制定に関する意識調査を今年度も実施することによって、個別の問題点等を究明した上で、再度制定に向けた働きかけを県、県警、被害者遺族等とともに推進していく。

(3) 市町村における犯罪被害者等支援推進業務に関する委託業務の実施

犯罪被害者支援に従事する市町村職員に対し、会場とオンライン併用による研修を年1回実施する。

また、犯罪被害者支援に従事する市町村職員から助言、情報提供を求められた場合には、犯罪被害者等の心情に配慮した対応や、業務の参考になる情報をその都度提供していく。

(4) 相談・情報提供の充実

犯罪被害者等が県条例で規定された支援が十分に受けられるよう、当センターとして個人情報保護に留意しつつ、関係機関等に必要な情報を提供していく。

また、早期援助団体として、県警犯罪被害者支援室から情報提供があった事件については、当センターの支援状況をその都度報告し、適時適切に対応していく。

さらに、各警察署単位に設置されている犯罪被害者連絡協議会の開催等に当たっては、当センターからもできる限り職員を派遣し、関係機関との「つながる活動」を推進していく。

(5) 県民の理解の推進

令和4年4月に施行された「長野県犯罪被害者等支援条例」に盛り込まれた県民の役割、事業者の役割、二次被害の防止などに対する県民の理解を深めるために、講演会、研修会、市民向け講座等の場において、県作成の広報啓発資料や逐条解説なども活用し、呼び掛けていく。

また、教育委員会や県警が行う「人権教育」や「命の大切さを学ぶ教室」に講師を積極的に派遣し、被害者支援の必要性、重要性について訴えていく。

4 広報啓発活動の充実

当センターの支援活動の内容を広く県民に知ってもらうため、多彩な広報啓発グッズを製作し配布するとともに、講演会、出前講座、市民研修会などの各種イベントにも積極的に参加し、広報啓発活動の充実強化に努めていく。

5 財政基盤の向上

(1) 補助金、賛助会員等の維持向上

支援活動の財政基盤となっている補助金、市町村負担金、個人及び法人からの賛助金、寄附金の維持向上を図るため、当センターの必要性及び支援活動の重要性について機会あるごとに訴えていく。

(2) 寄付型自動販売機設置及びホンデリング活動の更なる促進

関係機関・団体、各種企業等の理解と協力を得ながら、寄付型自動販売機の設置促進やホンデリング活動の普及活動を推進していく。

6 機関誌の発行及び各月活動状況の報告

年1回発行している機関誌「TOGETHER (トゥギャザー)」については、支援活動や広報啓発活動の掲載内容を見直し、さらに充実したものとしていく。

また、各月毎に開催された研修内容や支援活動状況については、県、県警等の関係機関に逐次報告して情報共有を図っていく。

※ 年間の月別事業計画は、別紙「令和6年度事業計画書」のとおり

ボランティア養成（入門）講座プログラム（令和6年度・第20期）

番号	講座月日	講座月日	講座内容	講師等
1	7月18日(木)	10:00～10:30	◎ 開講式 ○ 被害者支援の総論	理事長 小泉典章 専務理事 鈴木良忠
		10:30～11:00	○ 長野犯罪被害者支援センターについて	
		11:10～12:10	被害者支援の法律・制度 ○ 被害者支援の意義・必要性 ○ 犯罪被害者等基本法・同基本計画	副理事長 弁護士 今井優太
2	7月18日(木)	13:30～15:00	関係機関における被害者支援 ○ 行政・司法における被害者支援 ○ 民間被害者支援団体による被害者支援	弁護士 金井崇晃氏
3	7月25日(木)	10:00～12:00	被害者を取り巻く状況 ○ 犯罪被害者の実態 ○ 被害の社会的・経済的・精神的状況	支援事業員 2名
4	7月25日(木)	13:00～15:00	被害者への関わり方 ○ 被害者が受ける二次的被害 ○ 被害者への関わり方の留意点	支援事業員 2名
5	8月8日(木)	10:00～12:00	各支援団体について ○ 自団体の役割 ○ 支援者の心理	専務理事 鈴木良忠
6	8月8日(木)	13:00～15:00	被害者の声を聞く 座談会	当事者 小泉理事長 鈴木専務理事 油井事務局長同席
			◎ 修了式	

※ 時間：10:00～12:00 13:00～15:00

※ 場所：長野県食糧会館 2F会議室（長野市大字南長野南県町685-2）

※ 連絡先：026-233-7848（長野犯罪被害者支援センター事務局）

担当者携帯：

支援事業員養成(初級)研修プログラム(令和6年度・第20期)

	月 日	講座月日(木)	研 修 内 容	講 師 等
1	9月19日(木)	10:00~10:30	◎ 開講式	専務理事 鈴木良忠
		10:40~12:00	心理、保健医療関係者の役割	精神科医 長野大学客員教授 小泉典章
2	9月19日(木)	13:00~15:00	被害者支援における弁護士の役割	弁護士 今井優太
			○ 公判における被害者支援 ○ 裁判員制度と公判前整理手続き ○ 被害者参加制度と損害賠償命令申立制度	
3	9月26日(木)	10:00~12:00	被害者支援における心理的支援 ～心理の視点を活かした被害者支援の実際～	公認心理師 清泉女学院大学教授 岡本かおり
4		13:00~15:00	被害者支援に関連する社会保障・福祉制度 ○ 被害者支援に必要なソーシャルワークの視点 ① 被害者を取巻く生活環境 ② 社会資源の活用	被害者支援相談員 社会福祉士 油井恵美子
5	10月3日(木)	10:00~12:00	警察における被害者支援 ○ 犯罪被害者等早期援助団体 ○ 刑事裁判の流れと被害者の関わり ○ 犯罪被害者等給付金制度	長野県警察本部 犯罪被害者支援室
6		13:00~14:00	行政の役割	長野県 人権・男女共同参画課
9	10月24日(木)	10:00~12:00	リスニング技術(1) ・基本的応答 ・基本的応答電話応答	犯罪被害相談員等
10		13:00~15:00	ロールプレイ(電話応答) ① 応答の基本(最初のコンタクト～終話) ② ロールプレイ	犯罪被害相談員2名等
9	10月31日(木)	10:00~12:00	○ 被害者の支援(付添い支援) ① 付添い支援の基本、留意事項、緊急事態の対応 ② 付添い支援:裁判所関係の付添い、代理傍聴 ③ 付添い支援:警察署、検察庁、病院、その他	犯罪被害相談員等
10		13:00~14:30	○ ロールプレイ(面接相談) ① 応答の基本(最初のコンタクト～終話) ② ロールプレイ	犯罪被害相談員等2名
		14:30~	◎ 修了式	小泉理事長 鈴木専務理事

※ 時 間 : 10:00~12:00 13:00~15:00

※ 場 所 : 長野県食糧会館 2F会議室(長野市大字南長野南県町685-2)

※ 連絡先 : 026-233-7848 (長野犯罪被害者支援センター事務局)

担当者携帯:

令和6年度 被害者支援事業員研修(中級研修・継続研修)

	日時	場所	研修内容	講師
6月20日(木)	10:00~11:00	長野県食料会館 2F会議室	支援事業について (倫理・事業規定等)	鈴木良忠専務理事
	11:10~12:10			公認心理師 岡本かおり副理事長
8月20日(火)	13:00~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
9月10日(火)	13:00~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
★合同研修 10月3日(木)	13:00~14:00	【養成講座初級研修】 長野県食料会館2F 会議室	行政の役割	長野県 人権・男女共同 参画課
10月10日(木)	13:00~14:30	長野県食料会館 2F会議室	関係機関の役割について(保護観察所)	長野保護観察所
	14:40~16:00		関係機関の役割について(りんどうハート ながの)	りんどうハート長野
11月19日(火)	13:30~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
9月~11月			講演会(県、県警、センター)	
12月17日(火)	13:00~14:30	長野県食料会館 2F会議室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
	14:40~16:00		被害者支援関連の法律について・ 支援検討会	弁護士 今井優太副理事長
R7年 1月28日 (火)	13:30~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
2月21日(金)	13:00~14:30	長野県食料会館 2F会議室	警察の被害者支援	長野県警察本部 犯罪被害者支援室
	14:40~16:00		相談員理事選出 他	事務局
3月中	13:30~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長

★日程は都合により変更されることがあります。

事業計画書

(令和6年度)

月別	事業の内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・上級研修（全国被害者支援ネットワーク主催） 該当者の日程にあわせて参加 ・直接的支援実地研修（都民センター） 該当者の日程に合わせて参加 ・4/18 令和6年度理事会 ・4/20 自助グループ開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談活動 毎週月曜～金曜 10:00～16:00 支援事業員による電話相談を行う。 ○面接相談活動 面接による支援を必要とする被害者等 に対して、犯罪被害相談員による面接 相談、弁護士、臨床心理士等専門家による 面接を実施する。 ○直接的支援活動 警察情報提供、電話相談などにより、直 接的支援が必要と認める被害者等に対 し、警察・検察庁・裁判所等への付添い を実施する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・5/18 令和6年度通常総会 	<ul style="list-style-type: none"> また、公判における代理傍聴、関係機 関との連携による支援活動を行う。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援事業員研修（10:00～12:00） （支援事業員について他） 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他支援活動 被害者等の要請により、センターが必 要と認める支援を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成（入門）講座 （7月18日,25日） ・自助グループ開催 ・被害者支援事業員研修（13:00～16:00） （支援者のメンタルケア） 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援事業員育成事業 新規支援事業員を養成するための講座 を実施する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成（入門）講座 （8月8日） ・全国被害者支援ネットワーク主催 質の向上研修（上半期）への参加 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援事業員スキルアップ事業 現任支援事業員に対し、年間6回の研 修の他事例検討を適宜実施する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害者支援窓口担当者に対する研 修会 ・支援事業員養成（初級）研修 （9月19日,26日） ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報啓発活動 犯罪被害者週間（11月25日～12月1 日）には集中的に広報活動を実施し、各 関係機関と連携した広報・啓発につい ては随時行う。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業員養成（初級）研修 （10月3日,24日,31日） ・被害者支援事業員研修（13:00～16:00） （関係機関の役割について） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への働きかけ 県下全市町村に対し再度アンケートを 実施し、犯罪被害者支援特化条例の制 定を促す。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・自助グループ開催 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援事業員研修（13:00～16:00） （事例検討,支援検討会） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 ・自助グループ開催 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国被害者支援ネットワーク主催 質の向上研修（下半期）の開催 ・被害者支援事業員研修（13:00～16:00） （警察の被害者支援） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 	